

(参考様式2)

事前点検シート

計画主体名	田村市		
計画期間 実施期間	令和5年度～令和9年度 令和5年度～令和6年度	総事業費（交付金額）	882,174千円（661,630千円）

項 目	チェック欄	判 断 根 拠
土木・建築構造物等の施行にあたっては、各種関係法令及び設計基準等に基づく構造検討を行い、十分な安全性等を確保するものとなっているか。また、設計・施工時における検査体制が確保される見通しはあるか	○	建築構造物等の施行にあたっては、各種関係法令及び設計基準等に基づく構造検討を行い、十分な安全性等を確保し、設計・施工時における検査体制を確保する。
木造の施設整備を行う場合、建築基準法（昭和25年法律第201号）、建設基準法施行令（昭和25年政令第338号）、木造の継手及び仕口の構造方法を定める件（平成12年建設省告示第1460号）等に基づく耐力壁等の基準を満たすものとなっているか。	－	－
増改築等若しくは合体又は古材を利用した施設整備を行う場合は、農山漁村活性化プロジェクト支援（福島復興対策）事業の取扱いについて（平成26年2月28日付け25農振第2075号農林水産省農村振興局長通知。以下「事業の取扱い」という。）に定める基準を満たしているか	－	－
交付対象とする施設等は減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第34号）別表等による耐用年数がおおむね5年以上のものであるか	○	5年以上である。減価償却資産の耐用年数に関する省令別表記載では、建物47年（別表第一鉄骨鉄筋コンクリート又は鉄筋コンクリート増の飲食店用）、厨房設備10年（別表第2食料品製造業務用設備）、レジ等事務機器5年（別表第1事務機器及び通信機器、金銭登録機）である。

事業内容、事業実施主体等については事業の取扱い等に定める要件等を満たしているか	○	実施要領別記3に定める要件を満たしている。
個人に対する交付ではないか、また目的外使用のおそれがないか	○	事業実施主体は田村市、建設後の施設管理は福島さくら農業協同組合が行うため個人に対する交付ではなく、また、目的外使用のおそれはない。
施設等の利活用の見通し等は適正か		
地域間交流の拠点となる施設にあつては当該地区の入り込み客数や都市との交流状況（現状と今後の見込み）を踏まえているか	-	-
近隣市町村の類似施設等の賦存状況と利用状況等を踏まえているか。	○	近隣市町村の類似施設等の状況は把握しており、類似施設との距離、設備面等を踏まえた際に競合の心配はなく、また他施設の利用状況を踏まえ無理のない整備計画となっている。
利用対象者、利用時期など施設の利用形態を検討しているか	○	生産者及び加工者の通年での利用及び、年480回の利用を想定及び管理者と共有しており、運営側の配置人数等を決定したところ。また、管理者側においては、作物の受入れ・発送等の時期・時間等とそれに対する必要人員の配置等、詳細な部分について検討を行っている。
施設等の規模や設置場所、地域における他の施設との有機的な連携等、当該施設等の利用環境等について検討されているか	○	既存の貯蔵施設や販路を考慮し、交通アクセスの面で適した場所を選定した。
事業費積算等は適正か		
過大な積算としていないか	○	適正な積算となっている。
建設・整備コストの低減に努めているか	○	積算段階から関係法令や指針、適切な仕様や単価等を用い慎重に積算し、また運営開始後の経営バランス等を考慮した適正な規模になるよう建設・整備コストの低減に努めている。
附帯施設及び備品は交付対象として適正か(必要性はあるか、汎用性の高いものを交付対象としていないか)	○	同敷地内に貯蔵施設が既に整備されているが、トイレ・付帯設備井戸はそれぞれに存在し、明確に区分されている。また、汎用性もない。
整備予定場所は、集客の立地性、農林漁業者の利便性等、施設の設置目的から勘案して適正か	○	貯蔵施設との連携や販路拡大を見込んだ交通アクセス、農業生産者の利便性から見て、適正と判断した。

施設用地が確保されている又は確保される見通しがしているか	○	市の土地であるため、確保されている。
体験交流機能に加え宿泊機能を備えた施設を整備する場合には、事業の取扱いに定める基準を満たすとともに、その必要性について十分に検討しているか	-	-
交付対象は施設別上限事業費及び上限規模の範囲内か		
処理加工・集出荷貯蔵施設については、「強い農業づくり交付金実施要領」（平成17年4月1日付け16生産第8262号農林水産大臣官房国際部長、総合食料局長、経営局長通知）別記Ⅰの第2の4の（3）の基準に照らし適正であるか	○	要領に定めている項目に適した施設である。
地域間交流拠点については、延べ床面積㎡当たり29万円以内かつ延べ床面積1,500㎡以内であるか	-	-
鳥獣被害防止施設（侵入防止柵、鳥獣処理加工施設）については、施設規模は適切でかつ上限単価内であるか。		
事業実施主体の負担（起債、制度資金の活用等を含む）について十分検討され、適正な資金調達計画と償還計画が策定されているか	○	再生加速化交付金の活用のもと、田村市の一般会計予算で整備する。なお、令和4年度に設計業務委託、令和5年度に整備発注となるが、それぞれ市一般会計より支出する。
整備後において施設の管理・運営が適正に行われる見込みであるか		
維持管理計画は適正か（施設の管理・更新に必要な資金は検討済みか）		運営予定者との協議のもと綿密に計画している。
収支を伴う施設等にあつては収支計画を策定しているか。		運営予定者との協議のもと収支計画を策定している。

注) 項目について該当が無い場合はチェック欄に「-」を記入すること。